

千葉県警察職員の職務執行に伴う物的被害 の補償に関する訓令の制定について

〔昭和48年4月1日
例規(監)第6号警察本部長〕

[沿革] 昭和62年3月例規(監)第3号改正

各所属長

このたび「千葉県警察職員の職務執行に伴う物的被害の補償に関する訓令」(昭和48年千葉県警察本部訓令第5号)を制定し、昭和48年4月1日から適用することとしたので、運用上誤りのないようされたい。

記

1 制定の理由

警察職員は、その職務の特殊性から犯人の逮捕、泥酔者の保護、犯罪の制止等実力を行使して職務を遂行する機会が多いが、その際相手方からの抵抗、攻撃等によって私有物品に滅失、き損等の被害をこうむることが少なくない現状にかんがみ、その被害の補償を制度的に確立し、もって士気を高揚し積極的な職務執行を確保するため、この訓令を制定した。

2 解釈および運用上の留意事項

(1) 適用範囲(第2条)

ア 「職務執行に際し」とは、おおむね次に掲げる行為に該当する場合であって、これらの職務を執行中に受けた損害を補償の対象とする。したがって、たとえば警ら中、あるいは事件事故現場に赴く途中、等において単に遺失したような場合は適用されない。

(ア) 犯罪の制止および犯人を逮捕する行為

(イ) 押送、連行および同行の際の抵抗または逃走を制止する行為

(ウ) 職務質問時の不審者の逃走または暴行を制圧する行為

(エ) 保護の際の抵抗等を制圧する行為

(オ) 災害、雑踏および治安警備(訓練を含む。)に従事中の行為

(カ) 人命救助に従事中の行為

(キ) その他本部長が特に認めた行為

イ 「相手方の行為等により」とは、職務執行の直接の相手方の抵抗、暴力等の行為によることはもちろん、相手方以外の第三者の行為による場合も含まれる。たとえば溺死者の救助に際し、水中で時計を亡失した場合、火災現場で作業中に衣類を破損する場合などである。

ウ 「私有物品」とは、当該職員が当時着用または携帯していた物品(公用品を除く。)

をいい、これには他人から借受けまたは依頼を受けて保管中の物品も含まれるが、車両および現金は含まないものとする。

エ 「滅失、き損、亡失」のなかには、汚損等物の効用を減じた場合も含まれる。たとえば衣類に血痕、汚物、インク等が付着した場合も該当する。

オ 損害を受けた職員が、相手方またはその他の第三者から賠償または補償を受けたときは、その額を控除した額を補償の対象とする。

(2) 補償金額(第3条)

ア 補償金額を被害物品の実用品価格としたのは、被害物品の使用年数、耐用年数、購入価格等を参考として補償金額を算定しようということである。

なお、補償金は、最高打切額を40,000円とし、おおむね次の算定基準により算定する。

(ア) 購入後1年以内のものは購入価格の100パーセント以内

(イ) 購入後1年以上2年未満は50パーセント以内

(ウ) 購入後2年以上は30パーセント以内

(エ) 補修費については、補修に要した費用の金額を補償するが、補修費が購入価格をこえるときは、購入価格とする。

イ 補償金額を決定する場合は、被害を受けたときの職務執行の状況および当該物品を携帯した理由等を勘案する。したがって、たとえば、職務執行に関係ない物品をみだりに携帯し、あるいはあらかじめ携帯を禁止されていたながらこれを携帯して被害を受けた場合は補償されないことになる。

(3) 上申手続(第4条)

ア 被害補償上申書に添付する関係資料は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 当該職員の申立書

(イ) 購入価格を裏付ける領収書等がある場合は、その領収書等の写

(ウ) 当該事案を目撃した者があるときは、その者の申立書

(エ) 平素、当該物品を所持していたことを知っている者の申立書

(オ) その他参考となる資料

イ 被害事実の申告については、調査の正確を期すること。

ウ 被害事実の発生について、当該職員に、とくに過失が認められる場合は、その内容を記載すること。